

市報第12号

令和7年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和7年度横浜市事故繰越し繰越計算書を次のように報告する。

令和8年9月9日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

令和7年度横浜市

一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
2 総務費	3 公園整備費	(仮称)旧上瀬谷 通信施設公園整備 事業	円 233,998,600	円 85,189,000	円 148,809,600	円 -
2 総務費	4 周辺道路整備費	旧上瀬谷通信施設 地区周辺道路整備 事業	522,760,700	74,150,000	448,610,700	-
2 総務費	5 交通輸送対策費	交通輸送対策事業	27,919,212	11,160,000	16,759,212	-
2 総務費	8 総務費	災害対策備蓄事業	128,755,000	-	128,755,000	-
7 健康福祉費	5 健康福祉施設整 備費	地域密着型サー ビス事業所整備等 事業	87,150,000	-	87,150,000	-
7 健康福祉費	5 健康福祉施設整 備費	松風学園改築・改 修事業	86,152,000	28,688,000	57,464,000	-
9 みどり環境費	2 公園緑地費	公園整備事業	351,234,684	117,667,900	233,566,784	-
10 資源循環費	2 適正処理費	処分地施設補修費	28,127,000	11,250,000	16,877,000	-
14 河川費	1 河川費	河川整備事業	16,991,700	5,948,000	11,043,700	-
16 消防費	1 消防費	消防車両購入費	27,060,000	22,550,000	4,510,000	-
合 計			1,510,148,896	356,602,900	1,153,545,996	-

事故繰越し繰越計算書

翌年度繰越額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 148,809,600	円 -	円 111,500,000	円 -	円 37,000,000	円 -	円 309,600	先行工事の遅れに伴い 工事が遅延したため
448,610,700	161,047,855	287,464,045	-	-	-	98,800	関係者との調整等に日 時を要したため
16,759,212	-	-	-	-	-	16,759,212	先行工事の遅れに伴い 工事が遅延したため
128,755,000	-	-	-	-	-	128,755,000	資機材調達の遅れに伴 い納入が遅延したため
87,150,000	-	-	87,150,000	-	-	-	関係者との調整に日時 を要したため
57,464,000	45,000,000	-	-	-	-	12,464,000	工法変更に伴い工事が 遅延したため
233,566,784	203,237,000	4,170,650	-	-	-	26,159,134	関係者との調整等に日 時を要したため
16,877,000	750,000	-	-	16,000,000	-	127,000	関係者との調整に日時 を要したため
11,043,700	-	-	-	-	-	11,043,700	工法変更に伴い工事が 遅延したため
4,510,000	4,000,000	-	-	-	-	510,000	関係者との調整等に日 時を要したため
1,153,545,996	414,034,855	403,134,695	87,150,000	53,000,000	-	196,226,446	

港湾整備事業費会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
1 港湾整備事業費	3 山下ふ頭用地造成等事業費	山下ふ頭用地造成等事業	円 192,211,820	円 115,722,094	円 76,489,726	円 -
合 計			192,211,820	115,722,094	76,489,726	-

翌 繰 越 年 度 額	左 の 財 源 内 訳						説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 会 計 繰 入 金	
		国庫支出金	県 支 出 金	市 債	そ の 他		
円 76,489,726	円 489,726	円 -	円 -	円 76,000,000	円 -	円 -	関係者との調整等に日 時を要したため
76,489,726	489,726	-	-	76,000,000	-	-	

自動車駐車場事業費会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
1 自動車駐車場事業費	1 運営費	自動車駐車場運営費	円 16,698,000	円 6,341,000	円 10,357,000	円 -
合 計			16,698,000	6,341,000	10,357,000	-

翌年 繰越 年度 額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般会計 繰入金	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 10,357,000	円 10,357,000	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	資材調達に日時を要し 工事が遅延したため
10,357,000	10,357,000	-	-	-	-	-	

みどり保全創造事業費会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
1 みどり保全創造 事業費	1 みどり保全創造 事業費	農とふれあう場づ くり事業	円 99,452,100	円 38,310,000	円 61,142,100	円 -
合 計			99,452,100	38,310,000	61,142,100	-

翌 繰 越 年 度 額	左 の 財 源 内 訳						説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 会 計 繰 入 金	
		国庫支出金	県 支 出 金	市 債	そ の 他		
円 61,142,100	円 48,000,000	円 -	円 -	円 -	円 13,142,100	円 -	支障物の発生により工 事が遅延したため
61,142,100	48,000,000	-	-	-	13,142,100	-	

参 考

地方自治法施行令（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条 （第1項及び第2項省略）

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

（繰越明許費）

第146条 （第1項省略）

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

（第3項省略）

地方自治法（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条 （第1項及び第2項省略）

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。